

令和8年3月 日

福津市教育委員会 様

福津市立学校通学区域審議会
会長 木下 伸生

福津市立学校の通学区域（校区外通学及び校区選択制）
の運用について（答申（案））

令和8年2月27日付7福教総第618号で諮問のあった福津市立学校の通学区域（校区外通学及び校区選択制）の運用について、下記のとおり答申いたします。

記

- ① 令和9年4月に予定している宮司小学校（仮称）の開校に伴い、福間小学校が過大規模校でなくなるため、福間南小学校からの校区外通学先として就学を希望することができる小学校に福間小学校を追加することについて

令和9年4月以降、福間小学校を過大規模校である福間南小学校からの校区外通学先として就学を希望することができる小学校に追加することは、過大規模緩和に向けた取り組みの一つとして、妥当であると認める。

[付言]

- 福間小学校を校区外通学制度の通学先とする場合は、受け入れ人数枠について、事前に学校と協議を行い、適切な人数とすること。また、制度について、受け入れ側の児童・保護者へ周知等を行い、理解を得られるように努めること。
- 過大規模の緩和を進めるため、今後の児童数の推移や学校の状況等を注視しつつ、さらなる緩和に向けた検討を進めていただきたい。

② 福間中学校の過大規模緩和に向けた取り組みとして、令和8年4月から導入する校区選択制を含めた通学区域の運用について

令和8年4月から導入する校区選択制及び校区外通学制度は、対象となる方々が自ら選択することができる点を含めて福間中学校の過大規模緩和に向けた妥当な取り組みであると認める。これからも状況を適切に把握しながら取り組みを進めていただきたい。

[付言]

- 校区選択制及び校区外通学制度の内容、並びに選択先である福間東中学校の状況や活動等について、対象となる方々の理解を深めることが制度の利用を推進する上で大切なことであるため、周知等の取り組みを今後も工夫して進めていただきたい。